平成２５年（フ）第５０号
山口県山陽小野田市大字小野田523番地１市営住宅Ｅ棟42号
債務者　柳　あけみ（旧姓田平）
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０４５号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字砂水28―２フレンドハウス56―101号、住民票上の住所愛知県半田市上池町２丁目23番地の45
債務者　林　　延男
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４５号
仙台市太白区大野田１丁目６番50号、住民票上の住所仙台市若林区河原町２丁目10番16号
債務者　浅野紀代美
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目２番13号　ファミール菅野102号
債務者　柴田　　明
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
福島県いわき市常磐湯本町八仙65番地
債務者　大戸　修一
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３２号
福島県いわき市常磐西郷町金山260番地の１
債務者　久保トメ子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１９６号
茨城県小美玉市小川1563番地10
債務者　倉持　和之
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
茨城県つくば市小山2379番地２
債務者　角田　芳幸
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
茨城県つくば市吾妻３丁目12番地12　ロイヤル松見203号
債務者　飯田真紀子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
茨城県土浦市真鍋５丁目５番２号
債務者　羽方　　昇
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1980番地158　坂本住宅
債務者　松本　　修
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
茨城県筑西市海老ケ島951番地
債務者　清水　仁子
１　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４２号
千葉県長生郡一宮町一宮3241番地
債務者　田中　栄一
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
新潟市西区五十嵐中島１丁目12番14号　レジデンスナカジマＢ棟106号
債務者　名古谷　功
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
新潟市中央区天神尾２丁目14番24号　ユング102号、前住所新潟県燕市吉田東栄町35番８号
債務者　大岩　　繁
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２００号
新潟市中央区高志２丁目２番２号　パーク京王107、住民票上の住所新潟県佐渡市加茂歌代1358番地13
債務者　後藤由紀子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１２号
新潟市中央区女池南１丁目９番16号　渡辺アパート２号
債務者　豊岡久四男
１　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部